

社会福祉法人サン・スマイル福祉会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第一条 この規程は、社会福祉法人サン・スマイル福祉会の定款第21条の規程に基づき、役員等の報酬について定める。

(定義)

第二条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。

(報酬額の算定方法)

第三条 評議員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 理事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

3 監事に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(職員兼務理事の特例)

第四条 職員が理事を兼ねているときは報酬は支給しない。

(旅費等)

第五条 役員等が法人または施設の業務のために理事長の指示を受けて出張したときは、職員の旅費支給の例により計算した額とする。

第六条 理事が職員を兼ね、役員として施設の業務のため理事長の指示を受けて出張したときは、職員の旅費支給の例により計算した額とする。

附則 1 この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表 1

評議員会に出席した場合、報酬として日額6,000円を支給する。

別表 2

理事の職務を行うため出席した場合は、報酬として日額6,000円を支給する。

別表 3

監事の職務を行うため出席した場合は、報酬として日額6,000円を支給する。

附則 令和2年3月18日評議員会の書面にて決議